

令和2年11月27日



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成20年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約4,000万人、うち沖縄支部では約59万人が加入しています。

令和元年度は66,193人の削除で約15億円の負担軽減の見込み 高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に 「令和2年度被扶養者資格再確認」を実施

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金や保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認（被扶養者資格の再確認）を毎年度実施しております。今年度につきましても令和2年10月3日から10月31日にかけて事業主様宛「被扶養者資格再確認」に係るリスト等を送付しております。この再確認は健康保険法施行規則第50条に基づき毎年実施するものです。

今回の被扶養者資格再確認に係るリスト等の提出期限は令和2年11月30日（月）となっておりますので、速やかな提出をお願いいたします。

再確認の結果、下記の理由等によって被扶養者の資格がなくなった場合は被扶養者から削除することとなります。

（被扶養者から削除される主な理由）

1. 就職により被扶養者でなくなる
2. 収入超過により被扶養者でなくなる
3. 死亡により被扶養者でなくなる 等

昨年度（令和元年度）、この再確認によって全国で対象者14,081,158人のうち66,193人が被扶養者から削除されました。（削除率0.47%）削除の理由としては、上記1、2の要因が多数を占めています。

削除の効果として、協会けんぽが負担する高齢者医療制度納付金等で約15億円負担軽減が見込まれています。

※令和元年度沖縄支部の被扶養者資格再確認では対象者232,486人のうち1,353人が削除されました。（削除率0.58%）

毎年「被扶養者資格再確認」が行われますが、本来は、就職などにより被扶養者の要件を満たさなくなった場合、その都度事業所から日本年金機構へ届け出が必要となります。届け出が行われない場合、前述のような余分な負担が発生し協会けんぽの財政、ひいては加入者の皆様の保険料負担にも影響を及ぼすことになります。

今後も協会けんぽでは、被扶養者の資格要件に異動があった場合、事業所から適正な届け出を行っていただくよう取り組んでまいります。

適正かつ速やかな届け出の実施について、ぜひ各種報道で取り扱っていただきますようよろしくお願いいたします。

【添付資料】

・「被扶養者資格の再確認とご提出のお願い」

【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町114-4 おきでんビル8階

全国健康保険協会沖縄支部 担当:平良

TEL:098-951-2246 FAX:098-951-2295



0001

被扶養者資格の再確認とご提出のお願い

日頃より、当協会の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金や保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認（被扶養者資格の再確認）を毎年度実施しています。

つきましては、本年度も事業主様に「被扶養者状況リスト」等を送付させていただきますので、対象の方が現在も被扶養者の要件を満たしているかをご確認のうえ、協会けんぽ宛にご提出いただきますようお願い申し上げます。

被扶養者資格の再確認は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき実施するものですが、事業主・加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大変重要な事務となりますので、ご理解・ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

全国健康保険協会（協会けんぽ）

お送りしているもの

- (1) 被扶養者状況リスト ※必ず記入・提出が必要です
- (2) 説明用リーフレット
- (3) 返信用封筒
- (4) 被扶養者調書兼異動届 ※扶養解除となる場合に記入・提出が必要です
- (5) 被扶養者現況申立書 ※被保険者と別居している場合、または、海外在住の場合に記入・提出が必要です

確認方法

事業主より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。記入方法は3ページをご覧ください。
なお、今年度は、被保険者と別居している方および海外に在住している方については、被扶養者の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要となります。詳しくは、2、3ページをご覧ください。

提出期限

提出期限は**令和2年11月30日（月）**です。被扶養者資格の再確認が終わり次第、速やかにご提出ください。

確認の対象となる方

令和2年9月11日現在、被扶養者の方

ただし、次の①、②に掲げる方は確認の対象外です。

①令和2年4月1日時点において18歳未満の方 ②令和2年4月1日以降に被扶養者となった方

※上記①、②に該当する方についても、被扶養者状況リストに印字されていますが、再確認の必要はありません。（備考欄に「確認不要」と表示しています。）

令和元年度の実施効果等

扶養解除となった人数：約6.6万人（令和2年3月末日現在）

高齢者医療制度への負担軽減額（被扶養者資格の再確認による効果額）：約15億円

※高齢者医療制度への拠出金については、6ページ をご覧ください。

お問い合わせは
こちらから

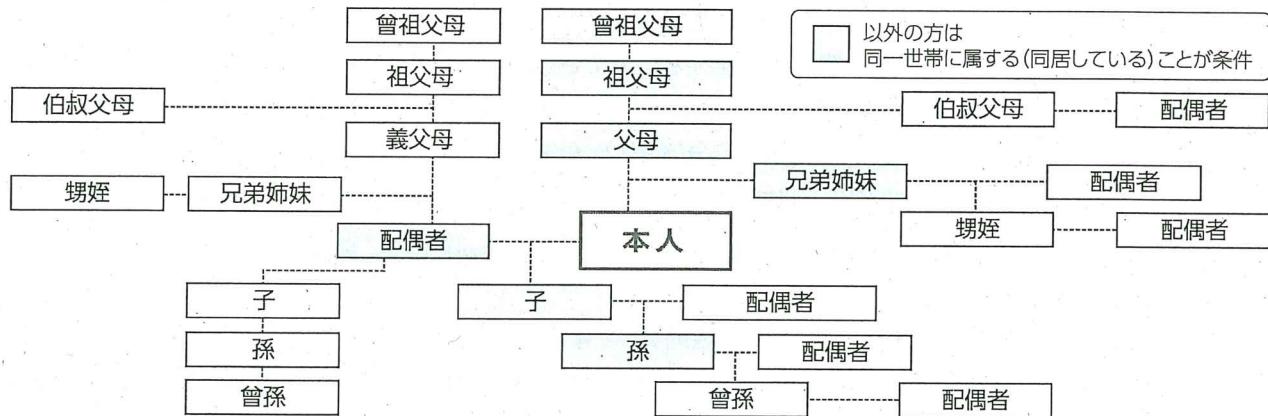
専用ダイヤル（令和2年12月11日まで）

0570-057-150

受付時間：
月～金曜日 8:30～17:15
※土・日・祝日は除く

手順1 被扶養者の要件を満たしているか確認をしてください

被扶養者になれるのは、下図の範囲の方で、主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者とならない方）です。つきましては、被扶養者の要件を満たしているか、次の①～④について、ご確認をお願いいたします。なお、①～④のうち1つでも要件を満たさない場合は、被扶養者となることはできません（扶養解除のお手続きが必要です）。



① 続柄が□以外の被扶養者については、被保険者と同居していることが被扶養者としての条件となりますので、**同居していることを確認**してください。なお、続柄が「配偶者、子、孫、（義）父、（義）母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄弟姉妹」以外の場合、被扶養者状況リストの続柄欄には「その他」と表示されます。

② 収入要件を満たしていることを確認してください。

【被保険者と同居している場合】

被扶養者の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者の年収の半分未満※3であることを確認してください。

【被保険者と別居している場合】

被扶養者の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者からの仕送り（援助）額より少ないことを確認してください。

また、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類※4を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

※1 被扶養者の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病・出産手当金などをいいます。給与所得者の場合は総収入額が年収となります。自営業者の場合は5ページ Q5をご覧ください。

※2 被扶養者が60歳以上または障害者（障害厚生年金を受けられる程度の障害者）の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。

※3 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。

※4 学生の場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の添付は省略できます（被扶養者現況申立書の提出は必要です。5ページ Q9 参照。）。

③ 国内に住民票があることを確認してください。

令和2年4月より、被扶養者の要件に「原則、国内に住民票があること」が加わりました。※5

ただし、海外に在住している（国内に住民票がない）場合でも、海外特例要件に該当する場合は、特例的に被扶養者となることができます。下記表に掲げる海外特例要件に該当している場合は、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、海外特例要件に該当していることが確認できる書類を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

海外特例要件	証明書類
①外国において留学をする学生（留学）	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する家族（同行家族）	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③観光、保護又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族（特定活動）	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族（海外婚姻等） （被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子どもなど）	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤上記①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

※5 国内に住民票があつても、日本国籍を有せず「特定活動（医療目的）」「特定活動（長期観光）」で滞在する方は被扶養者となることはできません。

④ 就職等により、ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。

ご自身で健康保険に加入している方は、被扶養者になれます。毎年、就職や後期高齢者医療該当等により、ご自身で健康保険に加入された方の扶養解除漏れが多く見受けられますので、ご注意ください。

手順2 確認した結果を「被扶養者状況リスト」へ記入してください

被扶養者状況リスト 記入方法

					いずれかにチェックしてください				
					管轄の年金事務所	事業所整理記号(年金)	事業所記号(協会けんぽ)		
健康保険被扶養者状況リスト (協会提出用)									
被保険者 整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者 生年月日	続柄	チェック欄			備考	
					変更なし 被保険者と 別居している				
					海外に在住 している				
					被扶養者調書兼 異動届を添付				
					日本年金機構 へ届出済				
1	健保 太郎	健保 花子	S45.10.7	配偶者	<input type="checkbox"/>				
1		健保 次郎	S20.6.20	父	<input type="checkbox"/>				
2	協会 太郎	協会 一郎	S48.9.1	子	<input type="checkbox"/>				
3	健康 大輔	健康 愛子	S35.12.12	配偶者	<input type="checkbox"/>				
3		健康 誠	S62.7.4	子	<input type="checkbox"/>				
					<input type="checkbox"/>				

「変更なし」の方で、被保険者と別居している場合は、追加でチェックしてください。

「変更なし」の方で、海外に在住している(住民票が日本国内に無い)場合は、追加でチェックしてください。

「確認不要」と記載のある方はチェック不要です
※リストに記載のない方も記載不要です。

※このリストは、令和2年○月○日時点の記録に基づき作成しています。

記入・押印してください。 ※事業主が自署した場合は、事業主印は省略できます。	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	〒123-4567 東京都千代田区〇〇1-2-3 協会けんぽ株式会社 協会 太郎 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	印
---	----------------------------------	--	---

【変更なし】被扶養者の条件を引き続き満たしている場合は☑してください。

【被保険者と別居している】「変更なし」の被扶養者の方で、被保険者と別居している場合は追加でしてください。あわせて、同封している「被扶養者現況申立書」と仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類(仕送元・仕送先・仕送額の確認できる預金通帳の写しや現金書留控えの写し。)を提出してください。
なお、学生の場合は、確認書類の提出は省略できます(5ページ Q9 参照。)。

【海外に在住している】「変更なし」の被扶養者の方で、海外にお住まいで、国内に住民票がない場合は追加で
してください。あわせて、同封している「被扶養者現況申立書」と海外特例要件に該当していることが確認できる書類を提出してください。なお、被保険者と別居している場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の提出も必要です(学生の場合は省略可)。

【被扶養者調書兼異動届を添付】確認の結果、今回扶養から解除となる場合はしてください。
あわせて、同封している「被扶養者調書兼異動届」を提出してください。

【日本年金機構へ届出済】年金事務所(事務センター)へ、解除のための「被扶養者異動届」

または「資格喪失届」を既に提出済の場合はしてください。

※令和2年9月11日時点の記録を使用しているため、その日を過ぎてから解除の処理がされた方は、リストに印字されています。

【確認不要】 いずれにも✓をしていただく必要はありません。(確認の必要はありません。)

※令和2年4月1日時点において18歳未満の方、令和2年4月1日以降に被扶養者と認定された方が「確認不要」と記載されています。

【事業主欄】事業所情報を記入し、事業主印を押してください。

※被扶養者状況リストが複数枚ある場合は、2枚目以降の事業主欄の記入・押印は省略できます。

被扶養者状況リスト 記入の流れ

確認の結果、被扶養者資格が解除となりますか？

はい

いいえ

既に日本年金機構(事務センター)へ
扶養解除のお手続きをされていますか？

はい

いいえ

「日本年金機構へ届出済」に

「変更なし」に

いいえ

「被扶養者調書兼異動届を添付」に

併せて「被扶養者調書兼異動届」を記入し、
解除となる方の保険証を添付してください。

被保険者と別居していますか？

はい

「被保険者と別居している」に

併せて「被扶養者現況申立書」を記入し、
確認書類(仕送り状況)を添付してください。

いいえ

海外に在住(国内に住民票がない)していますか？

はい

「海外に在住している」に

併せて「被扶養者現況申立書」を記入し、
確認書類(海外特例該当)を添付してください。

いいえ

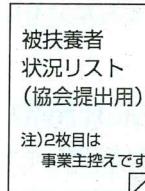
事業主欄に記入・押印のうえ、ご提出をお願いします。提出期限は令和2年11月30日(月)です。

手順3 被扶養者状況リスト等を同封の返信用封筒でご返送ください

ご提出いただく書類

被扶養者状況リストのチェックした項目をご確認ください。

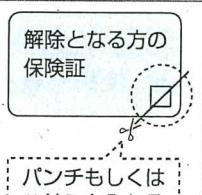
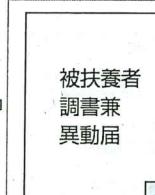
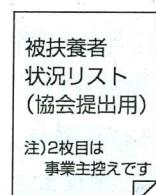
① 「変更なし」にした場合 または
「日本年金機構へ届出済」にした場合



のみを提出

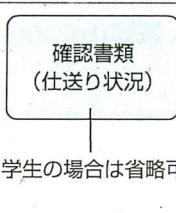
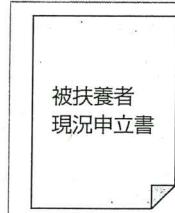
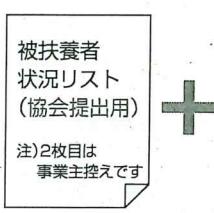
※「変更なし」に加え「国内で別居している」または「海外に在住している」
にした場合は、添付書類が必要です(③、④をご覧ください)。

② 「被扶養者調書兼異動届を添付」にした場合



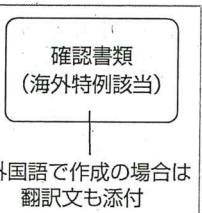
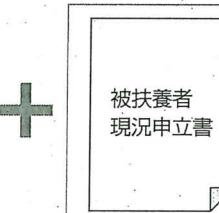
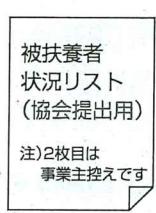
※「被扶養者調書兼異動届」については、通知の送付までに、1～
2ヶ月程度お時間がかかります。(5ページ Q4 参照)

③ 「被保険者と別居している」にした場合



※海外に在住している場合は、上記に加え、海外特例に該当している
ことが確認できる書類の提出も必要です。

④ 「海外に在住している」にした場合



※被保険者と別居している場合は、上記に加え、仕送り状況の確認
できる書類の提出も必要です。



同封の返信用封筒は被扶養者状況リスト提出専用です。一般の申請書等を同封してお送りいただくことはご遠慮願います。

よくあるご質問

Q1 本人への確認はどのように行えばよいですか。

Q2 扶養解除となる場合、被扶養者調書兼異動届の「被扶養者でなくなった日」はいつの日付を書けばよいですか。

Q3 解除となる被扶養者の保険証が見当たりません。

Q4 扶養解除となるため被扶養者調書兼異動届を提出しましたが、通知書はいつ頃送られてきますか？

Q5 自営業の場合の年収確認はどのように行えばよいですか。

Q6 どのような場合に確認書類の提出が必要なのですか。

Q7 別居している被扶養者がいますが、なぜ仕送りを行っていることの確認が必要なのですか。

Q8 仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類とは具体的にどのようなものですか。

Q9 別居している学生の被扶養者がいますが、仕送り関係の書類の提出は必要ですか。

A1 事業主様から被保険者の方に対して、文書または口頭によりご確認をお願いします。文書により確認する場合の文書例を協会けんぽホームページに掲載していますので、是非ご活用ください。

A2 被扶養者でなくなった日(扶養解除日)は次のとおりとなります。
①就職…就職日 ②収入増加…事実発生日※
③死亡…死亡日の翌日 ④離婚…離婚日
⑤75歳到達…75歳の誕生日
⑥海外特例要件非該当…事実発生日※(ただし、令和2年4月1日時点で海外特例要件に該当していない場合は令和2年4月1日)
⑦その他被扶養者要件を満たさない場合…事実発生日※
※事実発生日が不明の場合は、申出日をご記入ください。

A3 どうしても保険証が見当たらない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。回収不能届は協会けんぽホームページよりダウンロードしていただきか、専用ダイヤルへ必要部数の送付を依頼してください。
なお、後日、保険証が見つかった場合は協会けんぽへ返却してください。

A4 ご提出いただいた被扶養者調書兼異動届は、協会けんぽでの内容確認および事務センター（日本年金機構）での審査・入力処理がありますので、通知書の発送までに1ヶ月～2ヶ月程度お時間をいただくことがあります。お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を事業所管轄の事務センターへ直接ご提出ください。なお、通常の被扶養者異動届を事務センターへ提出される場合、リストについては「日本年金機構へ届出済」に図してください。

A5 自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費を差し引いた額となります。直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費）であり、それ以外の費用（例：公租公課、宣伝費）は差し引くことはできません。

A6 確認書類の提出が必要なのは、「被保険者と別居している被扶養者」と「海外在住（国内に住民票がない）の被扶養者」です。別居の場合は仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類を、海外在住の場合は海外特例に該当していることが確認できる書類をそれぞれ提出してください（被扶養者現況申立書も併せて提出してください）。

A7 被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。同居の場合と異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入（仕送り）によって成り立っていることを確認する必要があります。仕送りをしていない、被扶養者本人の収入よりも仕送り額が少ないなどの場合、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活が成り立っているとは言えないため、被扶養者として認められないことになります。

A8 直近の仕送りを行った際の預金通帳や現金書留控えの写し（仕送元、仕送先、仕送額が確認できるもの）等、仕送りの事実を客観的に確認できる書類です。なお、確認書類に代えて仕送りの事実を記載した申立書等を提出することはできません。確認書類がない場合、仕送りの事実を客観的に確認できないため、被扶養者として認められません。

A9 学生の場合、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の提出は省略できます。ただし、被扶養者現況申立書については、収入や仕送り額等の必要事項を記載のうえ、提出が必要です。その際、被扶養者現況申立書の職業欄に学生である旨（例：大学●年生、専門学校●年生）を記載してください。

よくあるご質問

Q10 預金通帳の写しを提出しますが、仕送りと関係のない箇所は見られたくないありません。

Q11 海外在住者は被扶養者になることはできないのですか。

Q12 海外在住者について、既に確認書類を添付のうえ届出を行い、海外特例該当者として認定されていますが、再度確認書類の提出は必要ですか。

Q13 別居や海外在住の場合に提出する確認書類の代わりに、扶養事実を記載した申立書等を提出してもよいですか。

Q14 被扶養者状況リスト等を提出した場合、後日、結果通知は送られてくるのですか。

Q15 被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正してほしいのですが。

Q16 同封の被扶養者調書兼異動届や被扶養者現況申立書が足りません。

Q17 リストを紛失してしまったのですが。

Q18 リストを紙ではなくデータでもらいたいのですが。

Q19 被扶養者の解除となる者の手続きをせず、被扶養者のままにしておくとどうなりますか。

Q20 新型コロナウイルスの影響により、一時的に収入が増加し、年収が130万円を超えてしまいそうです。この場合、扶養解除となりますか。

Q21 来年度の被扶養者資格再確認はいつ行う予定ですか。

A10 仕送りの確認書類として預金通帳の写し等を提出する場合、仕送りと関係のない箇所についてはマスキング(黒く塗りつぶす等)していただいくて構いません。

A11 令和2年4月より、海外在住者は海外特例要件(2ページ参照)に該当する場合を除き、被扶養者と認められません。海外特例要件に該当しない場合は、扶養解除のお手続きを行ってください(令和2年4月1日時点で海外特例に該当していない場合は、当該日を扶養解除日としてください)。

A12 被扶養者の資格確認は毎年度行うこととしているため、既に海外特例該当者と認定されている場合であっても、改めて確認書類の提出をお願いいたします。なお、現在、海外特例該当者に認定されていない場合は、今回の確認とは別に事務センター(日本年金機構)へ届出を行い、海外特例の認定を受けてください。

A13 申立書は確認書類として認められません。恐れ入りますが、事実を確認できる書類をご提出ください。なお、確認書類を提出できない場合は、事実関係を確認できないため、扶養解除のお手続きが必要となります。

A14 被扶養者調書兼異動届を提出した場合(扶養解除となる場合)を除き、結果通知は送付しませんので、ご了承ください。なお、被扶養者状況リストの2枚目は事業主様の控えとなりますので、提出せずに保管をお願いします。

A15 協会けんぽでは、氏名や続柄等を訂正することはできません。お手数ですが、氏名等の訂正については、事業所管轄の事務センター(日本年金機構)へお手続きをお願いいたします。

A16 協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきますので、専用ダイヤルへご連絡ください。

A17 再度お送りいたしますので、専用ダイヤルへご連絡ください。

A18 希望された事業主様へCD-R(又はDVD-R)を送付させていただきますので、専用ダイヤルへご連絡ください。

A19 高齢者の医療費は税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者からの拠出金等(加入者の皆様が納められた保険料)により賄われています。本来、被扶養者とならない方が扶養解除の届出をせず、被扶養者のままになっている場合、その方の分についても拠出金等の額に反映され、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出されることになり、皆様の保険料負担が増えることがあります。

A20 収入については、被扶養者の過去の収入、現在の収入、将来の収入見込みなどから、今後1年間の収入を見込んで算出することになっています。このため、一時的な事情により収入が増加した場合でも、今後1年間の収入が130万円未満(60歳以上または障害者の場合は180万円未満)になると見込まれる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。

A21 来年度のスケジュールはまだ決まっておりませんので、決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。なお、来年度以降はマイナンバーを活用し、事前に協会で対象者の収入等の確認を行い、その結果、被扶養者要件を満たしていることが確認できなかつた方を対象に実施する予定です。